

委員会提出議案第9号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成23年11月2日 提出

提出者 周南市議会財政問題調査特別委員会
委員長 兼 重 元

(別紙)

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって甚大な被害を受けた多くの自治体にあっては、今後一日も早い復旧と復興が求められている。

一方、国内の経済状況は依然として停滞し、地域の雇用確保と結びつけた施策のさらなる充実が喫緊の課題となっており、住民に最も身近なセーフティネットである地方自治体の果たす役割はますます重要となっている。

こうしたことから、平成24年度の地方財政の安定確保及び地方交付税制度の改正等に向け、さらには将来にわたる地方財政の充実・強化に向けて、政府に下記のとおり対策を求める。

記

- 1 被災自治体に対する復興費は、国の責任において確保し、各種施策を十分に講ずること。
- 2 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲など、格差是正のための抜本的な対策を講ずること。
- 3 平成24年度地方財政計画については、医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など今後増大する財政需要を的確にとらえ、所要の地方交付税総額を確保すること。
- 4 臨時財政対策債は、平成13年度以降、地方交付税制度の一環として措置されているが、地方自治体固有の財源である地方交付税本来の主旨を踏まえ、地方交付税制度の改正または法定率の変更を行うこと。
- 5 合併特例債償還費については、元利償還金の7割が基準財政需要額に算入される現行制度を堅持すること。
- 6 合併特例債の発行期間については、このたびの大震災の教訓を生かした施設とするため整備計画等を見直す必要があることから、被災地以外の市町村に対しても、少なくとも5年間延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年11月2日

山口県 周南市議会